

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十四条の規定による環境影響評価準備書の送付を受けたので、条例第十五条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十八年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

事業者の氏名	広島ガス株式会社 代表取締役社長執行委員 田村 興造
事業者の住所	広島市南区皆実町二丁目七番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業実施区域

対象事業の名称	海田バイオマス混焼発電所建設計画
対象事業の種類	火力発電所の設置の事業
対象事業の規模	一一二、〇〇〇キロワット
対象事業実施区域	安芸郡海田町明神町二番一一八号

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

広島市南区月見町、堀越の一部、向洋沖町の一部、向洋新町の一部、広島市安芸区矢野新町の一部、矢野町、矢野東の一部、矢野西の一部、船越の一部、船越南、安芸郡海田町曙町の一部、稲荷町の一部、窪町、寿町、栄町、昭和中町の一部、昭和中町の一部、新町の一部、大正町、月見町の一部、つくも町、中店の一部、西明神町、日の出町、堀川町、南昭和町、南大正町、南つくも町、南堀川町、南本町の一部、南明神町、明神町、安芸郡坂町北新地の一部

四 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (一) 広島県環境県民局環境保全課
- (二) 広島市環境局環境保全課
- (三) 広島市安芸区役所市民部政調整課
- (四) 海田町総務部生活安全課
- (五) 坂町民生部環境防災課
- (六) 広島市青崎公民館
- (七) 広島市矢野公民館

2 期間

平成二十八年六月十六日から平成二十八年七月十五日まで

3 時間

広島県庁、広島市役所、安芸区役所、海田町役場及び坂町役場は八時三十分から十七時十五分まで、青崎公民館、矢野公民館は八時三十分から二十二時まで。

五 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成二十八年七月二十九日まで

2 意見書の提出先

千七三四・八五五五

広島市南区皆実町二丁目七番一号

広島ガス株式会社 経営企画部 宛

3 意見書の記載事項

- (一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (二) 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称
- (三) 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由